
5 0 1 1. 石油製品等移出（総保出） 輸入申告事項登録

業務コード	業務名
MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録

1. 業務概要

「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務に先立ち、以下の手続き（以下、移出輸入申告等という。）に係る事項を登録または訂正する。

本業務では原料課税となる申告のみ入力可能とする。

- ①U：移出輸入申告（申告納税）
- ②L：移出輸入申告（賦課課税）
- ③B：総保出輸入申告（申告納税）
- ④E：総保出輸入申告（賦課課税）

個別納期限延長申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した移出輸入申告等事項はMWC業務までの間任意に訂正できるが、MWC業務以降の訂正は、「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務で行う。

また、MWC業務時に開庁時申告の登録を選択した場合は、移出輸入申告等起動前であれば本業務により移出輸入申告等事項の訂正をすることができる。

登録した移出輸入申告等事項はMWC業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

登録した輸入申告等事項は以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

- ①本業務が入力された日において輸入者が特例輸入者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸入申告等をAEO申告という）。
- ②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

- ①入力欄数は、使用原料2欄及び製品20欄以下であること。
- ②統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の統計数量は14桁以下であること。
- ③システム換算後の入力された数量は整数部14桁以下、かつ、合計した値が1億トン未満または1億キロリットル未満であること。
- ④内国消費税等（地方消費税を含む）の種類が6種類以下であること。
- ⑤算出された内国消費税等課税標準額は13桁以下であること。
- ⑥算出された地方消費税額は11桁以下であること。
- ⑦従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後12桁（小数点を含む）以下であること。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②移出輸入申告等事項訂正の場合は、移出輸入申告DBに登録されている事項登録者と同一であること。
または、事項登録者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 移出輸入申告DBチェック

移出輸入申告等事項の訂正の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された移出輸入申告番号が移出輸入申告DBに存在すること。
- ②移出輸入申告等がされていないこと。

(4) 保稅地域関連チェック

- ①申告等種別が「B」または「E」の場合は、通関予定蔵置場コード欄に綜合保稅地域に対応するコードの入力があること。
- ②通関予定蔵置場コード欄に本船・ふ中に対応するコードの入力がないこと。
- ③通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保稅地域コードの入力がないこと。
- ④通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保稅地域コードの入力がないこと。

(5) 特別緊急關稅対象品目関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている品目コードがSSG対象品目DBに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合で、価格チェック対象の場合は、移出輸入申告DBに登録されている課稅價格が発動基準價格を下まわっていないこと。^{*1}

(＊1) チェックの許容範囲は別途稅關が定める。

(6) 輸出入者関連チェック

輸入者コード欄に入力された輸入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。

(A) 輸入者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。

(B) たばこ特定販売業者チェック

- ①内国消費稅等種別コード欄にたばこ特定販売業者用のコードが入力された場合は、たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。
- ②たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であり、かつ、内国消費稅等種別コード欄にたばこ稅及びたばこ特別稅に対応するコードの入力がある場合は、内国消費稅等種別コード欄はたばこ特定販売業者用のコードであること。

(C) 航空運送事業者チェック

当該貨物が航空貨物であり、かつ、輸入貿易管理令別表コード欄に「別表1の7」に対応するコードの入力がある場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。

(D) 識別符號チェック

識別符號欄の入力によって、以下のチェックを行う。

- ①識別符號欄が「1」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードであること。
- ②識別符號欄が「2」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符號輸入者であること。
- ③識別符號欄が「3」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符號輸入者であること。
- ④識別符號欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸入者コードであること。

(7) 輸入包括評價申告関連チェック

包括評價申告受理番号欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

入力された包括評價申告受理番号が輸入包括評價申告DBに存在すること。

(B) 有効期限チェック

本業務の入力日が輸入包括評價申告DBに登録されている有効期限内であること。

(C) 名義人チェック

入力された輸入者の先頭8桁が輸入包括評価申告DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸入者の先頭13桁が輸入包括評価申告DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。

ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(8) 原産地関連チェック

原産地コード欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。

(9) 輸入品目関連チェック

(A) 存在チェック

入力された品目コードが輸入品目DBに存在すること。

(B) 有効期限チェック

本業務の入力日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。

(C) 統計計上識別チェック

輸入品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、NACCS用コード欄に「自国産品の再輸入貨物である場合」に対応するコードの入力がないこと。

(10) 関税減免税関連チェック

関税減免税コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

入力された関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。

(B) 有効期限チェック

本業務の入力日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

(C) MDA該当チェック

関税減免税コード欄にMDA該当である旨のコードの入力がないこと。

(D) 統計計上除外チェック

輸入関税減免税コードDBに統計計上除外貨物入力不可の旨が登録されている場合は、NACCS用コード欄に「統計基本通達21-2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物」に該当する品目に対応するコードの入力がないこと。

(E) 入力形式チェック

①関税率欄に「FREE」の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに免税または減税である旨の登録がされていないこと。

②関税率欄に「FREE」の入力がある場合は、関税減税額欄に入力がないこと。

③関税減税額欄に入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに減税である旨の登録がされていること。

④関税減税額が関税額を越えていないこと。

(F) 一般申告対象外コードチェック

入力された関税減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。

(11) 内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等種別コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。

②本業務の入力日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。

③内国消費税等種別DBにアルコール度数の適用範囲が登録されている場合（酒税）は、内国消費税等種別コード欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。

(12) 内国消費税等減免税関連チェック

内国消費税等減免税コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

入力された内国消費税等減免税コードがシステムに登録されていること。

(B) 有効期限チェック

本業務の入力日が登録されている有効期限内であること。

(C) 入力形式チェック

①内国消費税等減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力がないこと。

②内国消費税等減免税コード欄に減税である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力があること。

③内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力がないこと。

(D) 石油石炭税特例納付チェック

内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付用に対応するコードの入力がある場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付に対応するコード以外の入力がないこと。

(E) 一般申告対象外コードチェック

入力された内国消費税等減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。

(13) 口座関連チェック

口座番号欄に入力があった場合は、以下のチェックを行う。

①入力された口座番号が口座DBに存在すること。

②入力された口座番号が通関業者口座の場合は、入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

③入力された口座番号が輸入者口座の場合は、輸入者または税関事務管理人が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(14) 担保関連チェック

担保登録番号欄に担保登録番号の入力がある場合または移出輸入申告等事項の訂正で既に移出輸入申告DBに担保登録番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

入力された担保登録番号が担保DBに存在すること。

(B) 担保種別チェック

担保登録番号の入力がある場合は、担保DBに据置担保である旨の登録がされていること。

(C) 担保提供者チェック

(a) 以下のいずれかを満たすこと。なお、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

①担保DBに登録されている担保提供者コードが以下のいずれかである。

- ・ 輸入者の先頭8桁
- ・ 輸入者の先頭13桁
- ・ 入力者

②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者の先頭8桁または13桁が登録されている。

③担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに入力者が登録されている。

- (b) 担保DBに使用可能通関業者が登録されている場合は、当該通関業者が入力者と同一であること。
- (D) 引落とし可能期間チェック
本業務の入力日が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。
- (E) 担保提供原因チェック
(a) 担保DBに登録されている担保提供原因について、以下のチェックを行う。
- ①納期限延長コード欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。^{*2}
 - ②納期限延長コード欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。^{*3}
 - ③関税減免税コード欄に再輸出免税に対応するコードの入力がある場合または内国消費税等減免税コード欄に再輸出免税用の内国消費税等減免税に対応するコードの入力がある場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。^{*3}
- (b) 納期限延長コード欄に入力されたコードについて、以下のチェックを行う。
- ①担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されている場合は、納期限延長コード欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。^{*2}
 - ②担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されている場合は、納期限延長コード欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。^{*4}
- (* 2) 以下の①または②の場合にチェックを行う。
(* 3) 以下の②または③の場合にチェックを行う。
(* 4) 以下の①、②または③の場合にチェックを行う。
- ①担保登録番号欄に1つの担保登録番号のみ入力がある場合。
 - ②担保登録番号欄に2つの担保登録番号の入力がある場合または担保登録番号欄に1つの担保登録番号の入力があり、かつ、移出輸入申告DBに担保登録番号（個別担保）が登録されている場合。
 - ③移出輸入申告DBに個別担保が登録されている場合。
- (F) 担保使用可能官署チェック
あて先税関官署において使用可能な担保であること。
- (15) その他のチェック
- ①あて先官署は、移出輸入申告受付官署であること。
 - ②使用原料欄及び製品欄が1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
 - ③AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（あて先官署が政令派出所の場合を除く）。
 - ④あて先官署は外郵便官署でないこと。
 - ⑤あて先官署コードが変更された場合は、入力された移出輸入申告番号（先頭10桁）及び変更後の税関官署コードが資金DBに登録されていないこと。
 - ⑥関税減免税コードまたは内国消費税等減免税コードに、再輸出免税に対応するコードのうち担保不要扱いのコードが入力された場合は、納期限延長コード欄に「M」が入力されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) あて先官署決定処理

(A) あて先官署コード欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(B) あて先官署コード欄に入力がない場合は、以下の項番の順で決定する。

項番	処理	決定されるあて官署コード
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①入力者が認定通関業者である ②通関予定蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申告官署に変換を行う旨が登録されている ③入力者について認定通関業者用申告官署がシステム登録されている	認定通関業者用申告官署
2	以下の条件をすべて満たす場合 ①航空である ②入力者について通関業者用申告官署がシステムに登録されている	通関業者用申告官署
3	上記以外の場合	通関予定蔵置場を管轄する申告官署

(3) 都道府県決定処理

(A) 以下のすべて条件を満たす場合、申告官署の本関所在地の都道府県を設定する。

(a) 税関を跨る自由化申告である。

(b) 以下のいずれかに該当する。

①通関予定蔵置場コードが本船・ふ中に対応するコードである。

②通関予定蔵置場コードが他所蔵置場所に対応するコードである。

③通関予定蔵置場コードが到着即時輸入申告扱いに対応するコードである。

④通関予定蔵置場コードが貨物到着前輸入申告扱いに対応するコードである。

⑤他所蔵置許可申請番号が入力され、かつ、通関予定蔵置場コードに対してシステムに保税地域名が登録されていない。

(B) 上記以外の場合、通関予定蔵置場コード欄に入力されたコードに基づき都道府県を決定する。

(4) 重量換算処理(航空のみ)

入力重量の単位が「LBR(ポンド)」の場合は、「KGM(キログラム)」換算をする。

①換算式

入力重量×0.45359

(1LBR=0.45359KGMとする)

②端数処理

小数点以下2位を切り上げ、小数点以下1位が5以下の場合は5とし、6以下の場合は、1位へ繰り上げ0とする。

(例) 10.46→10.5

10.56→11.0

(5) 関税減免税処理

関税減免税コード欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、関税率欄に「FREE」が入力された場合は処理を行わない。

(A) 免税処理

関税減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、関税額欄に入力された金額を関税免税額とし、関税額を免税する。

(B) 減税処理

関税減免税コード欄に減税である旨のコードの入力がある場合は、関税減税額欄に入力された金額を関税減税額とし、入力された関税額より減税する。

(6) 内国消費税等課税標準数量の換算

(A) 換算処理

従量税率を適用する場合は、数量（製品）欄を内国消費税等課税標準数量単位に基づき内国消費税等課税標準数量に換算する。

(B) 端数処理

酒税……………１０ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方揮発油税……………リットル位未満切り捨て

石油ガス税……………キログラム位未満切り捨て

たばこ税及びたばこ特別税…本位未満切り捨て（ただし重量から本数への換算は行わない。）

石油石炭税……………リットル位またはキログラム位未満切り捨て（ただし、重量・容量の相互の換算は行わない。）

(7) 内国消費税等課税標準決定処理

(A) 従価税率が課税される場合

内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

(a) 消費税以外に内国消費税が課税されていない場合

申告価格（製品）欄に入力された金額を内国消費税等課税標準額とする。

(b) 消費税以外に内国消費税が課税されている場合

「申告価格（製品）＋内国消費税等税額^{*5}」を内国消費税等課税標準額とする。

（* 5）入力された消費税以外の内国消費税等税額について１００円未満を切り捨てた額。

なお、内国消費税等減免税コード欄に「石油石炭税特例納付」が入力された場合は、入力された石油石炭税額の１００円未満を切り捨てた額。

(c) 消費税以外に石油石炭税及び揮発油税・地方揮発油税が課税されている場合

「申告価格（製品）＋石油石炭税額^{*5}＋揮発油税・地方揮発油税額^{*5}」を内国消費税等課税標準額とする。

(B) 従量税率が課税される場合

(a) 内国消費税等種別コード欄に揮発油税・地方揮発油税に対応するコードの入力がある場合

「内国消費税等課税標準数量^{*6}－（内国消費税等課税標準数量^{*6}×控除率^{*7}）」を内国消費税等課税標準数量とする。

（* 6）算出した内国消費税等課税標準数量。

（* 7）控除率は内国消費税等種別ＤＢに登録されている揮発油税・地方揮発油税の控除率。

(b) 内国消費税等種別コード欄に揮発油税・地方揮発油税に対応するコード以外が入力がある場合

算出した内国消費税等課税標準数量とする。

(8) 地方消費税額算出処理

(A) 地方消費税課税標準額決定処理

(a) 入力された消費税額が１００円以上の場合

「消費税額^{*8}」を内国消費税等課税標準額とする。

（* 8）入力された消費税額について１００円未満を切り捨てた額。

(b) 入力された消費税額が１００円未満の場合

地方消費税は課税されないため内国消費税課税標準額は算出しない。

(B) 地方消費税額の算出

「内国消費税等課税標準額^{*9}×内国消費税等税率^{*10}」を内国消費税等税額とする。

(＊9) 内国消費税等課税標準額は、100円未満を切り捨てた額。

(＊10) 内国消費税等種別DBに登録されている内国消費税等税率。

(9) 内国消費税等減免税処理

内国消費税等減免税コード欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

(A) 免税処理

内国消費税等減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等税額欄に入力された金額を内国消費税等免税額とし、内国消費税等税額を免税する。

(B) 減税処理

内国消費税等減免税コード欄に減税である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力された金額を内国消費税等減税額とし、入力された内国消費税等税額より減税する。

(10) 税額合計の算出

(A) 関税額の合計

入力された関税額を合計し、100円未満を切り捨てる。

(B) 内国消費税等税額の合計

入力された内国消費税等税額を科目毎に合計し、100円未満を切り捨てる。

(11) 担保額の算出

(A) 再輸出免税の場合

再輸出免税の場合は、欄単位に担保額の算出を行う。

(a) 関税に係る担保額の算出

「減税または免税がなかったとした場合の関税額」を担保額とする。ただし、再輸出免税に対応するコードのうち担保不要扱いのコードの場合は、担保額0円とする。

(b) 内国消費税等に係る担保額の算出

<A>内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコード以外を入力がある場合

「減税または免税がなかったとした場合の内国消費税等税額」を担保額とする。ただし、再輸出免税に対応するコードのうち担保不要扱いのコードの場合は、担保額0円とする。

内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

「減税または免税がなかったとした場合の消費税額+地方消費税額^{*11}」を担保額とする。ただし、再輸出免税に対応するコードのうち担保不要扱いのコードの場合は、担保額0円とする。

(＊11) 減税または免税がなかったとした場合の消費税額が100円以上の場合は、地方消費税額を算出。

(c) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(d) 担保額合計の算出

<A>関税の担保額の合計

各欄の関税の担保額を合計し、100円未満を切り捨てる。

内国消費税等の担保額の合計

各欄の内国消費税等の担保額を科目毎に合計し、100円未満を切り捨てる。

(B) 納期限延長の場合

算出した税額合計を各科目毎の担保額とする。

(12) 統計計上処理

品目コード（使用原料）欄、関税減免税コード欄及び輸入貿易管理令別表コード欄により普通貿易統計、免税統計及び金統計の計上条件に該当する場合は、以下の処理を行う。

ただし、以下の場合は統計計上しない。

- ①NACCS用コード欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄
- ②NACCS用コード欄に少額合算貨物の旨のコードが入力された欄
- ③入力された申告価格（使用原料）が201,000円未満の欄
- (A) 統計用関税課税標準額の算出
申告価格（使用原料）欄に入力された金額を統計用の関税課税標準額とする。
- (B) 統計用関税額の算出
関税額欄に入力された金額を統計用関税額とする。
- (C) 統計用関税減免税処理
関税減免税コード欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。
ただし、関税率欄に「FREE」が入力された場合は処理を行わない。
 - (a) 統計用関税減税額の算出
関税減税額欄に入力された金額を統計用の関税減税額とする。
 - (b) 免税処理
関税減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、統計用関税額を統計用関税免税額とし、統計用関税額を免税する。
 - (c) 減税処理
関税減免税コード欄に減税である旨のコードの入力がある場合は、統計用関税額から統計用関税減税額を減税する。
- (D) 統計数量の換算
入力された数量（使用原料）（1）欄及び数量（使用原料）（2）欄を統計単位1及び統計単位2に基づき統計数量に換算する。
なお、統計単位未満は切り捨てる。
- (E) 統計用関税額の端数処理
統計用関税額は1,000円未満を切り捨てた額とする。
- (13) 蔵置官署の決定処理
通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。
- (14) 蔵置部門の決定処理
あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。
あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。
- (15) 移出輸入申告番号の払出し処理
移出輸入申告等事項の登録を受け付けた場合は、以下の条件をすべて満たす移出輸入申告番号を払い出す。ただし、移出輸入申告等事項の訂正の場合は、払い出しは行わない。
 - ①移出輸入申告DBに登録されていない移出輸入申告番号（先頭10桁）
 - ②資金DBに登録されていない移出輸入申告番号（先頭10桁）（税関官署コードとの組み合わせ）
 - ③添付ファイル管理DBに登録されていない申告等番号（先頭10桁）
- (16) 開庁時申告情報の解除処理
MWC業務により開庁時申告の旨が登録され、当該申告が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、開庁時申告の旨の登録を解除し、改めて入力が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととする。
- (17) 移出輸入申告DB処理
 - ①入力内容を移出輸入申告DBに登録・更新する。
 - ②移出輸入申告等事項訂正の場合で、移出輸入申告DBに通関士審査結果が登録されている場合は、その旨を取り消す。
- (18) 添付ファイル管理DB処理
添付ファイル管理DBに入力された申告番号に係る情報が存在する場合は、本業務入力者を登録す

る。

(19) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D

1 1「輸入申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

(20) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
石油製品等移出（総保出） 輸入申告入力控情報 ^{*12}	なし	入力者

（* 1 2）出力内容により、端末パッケージを利用した際の帳票用レイアウトは異なる。

7. 特記事項

（1）納期限延長コードの入力方法

包括納期限延長、個別納期限延長または即納の混在の登録を行う場合は、対象とする税科目により以下の入力を行う。

税科目	延長種別	その他の内国消費税等 ^{*14}		
		なし	即納	個別納期限延長
関税等 ^{*13}	即納			C ^{*15}
	個別納期限延長	K ^{*15}	B ^{*16}	K ^{*15}
	包括納期限延長	H ^{*15}	A ^{*16}	M ^{*15}

（* 1 3）関税等とは、関税、消費税及び地方消費税のことをいう。

（* 1 4）内国消費税等とは、上記、関税等以外の内国消費税のことをいう。

（* 1 5）税科目の一部に再輸出免税がある場合を含む。

（* 1 6）税科目の一部に再輸出免税がある場合または対象となる税科目以外の税科目すべてが再輸出免税の対象となる場合を含む。

納期限延長コード

H：包括納期限延長

K：個別納期限延長

M：包括納期限延長個別納期限延長混在

A：包括納期限延長即納混在

B：個別納期限延長即納混在

C：即納個別納期限延長混在

（2）原産地証明書識別の入力方法

（A）原産地証明書識別の体系について

原産地証明書識別の体系は以下のとおり。

原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

（B）原産地（申告）種別について

適用する税率に応じた2桁のコード

(C) 原産地証明者等区分について

原産地証明者等区分	内容
T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
Q	製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）
E	輸出者による原産品申告書
F	輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

(D) 貨物の種類について

○：有の場合、×：無の場合、－：対象外（対象となるものが前提として存在しない（B P承認申請のように事後書類提出がある場合は括弧書き））

入力条件					入力可能なコード			原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	E P A用	W T O協定用等	
自国関与品	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	A			*
	特恵用原産地証明書	○	－	－	J			*
自国関与品以外	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	B			*
上記特恵用識別「A」「J」及び「B」の場合を除く貨物	特恵用原産地証明書	○	－	－	P			*
税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	－	－	－	C	6		
少額貨物扱い	－	－	－	－	T	5		
E P A関税割当品目	E P A用原産地証明書 E P A用原産品申告書	○	E P A関税割当証明書	○		1		*
	少額	－	E P A関税割当証明書	○		2		
	提出省略	－	E P A関税割当証明書	○		3		
E P Aに基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物	E P A用原産地証明書 E P A用原産品申告書	○	－	－		4		*
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	○	－	－			G	*
貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	－	－			R	

入力条件					入力可能なコード			原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	EPA用	WTO協定用等	
輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書	○	－	－			S	*
原産地が確認できない貨物	－	－	－	－			N	

(3) 納付方法識別及び口座番号の入力方法について

納付方法識別欄及び口座番号欄へ入力可能な組み合わせは以下のとおり。

納期限延長	納付方法識別	口座番号	処理内容
納期限延長なし (全科目即納)	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）による納付を行う
	入力なし	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	全科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー
	C	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
納期限延長あり (全科目納期限延長)	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてMPNによる納付を行う
	入力なし	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
	C	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
納期限延長あり (即納との混在)	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてMPNによる納付を行う
	入力なし	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	納期限延長の科目について直納による納付を行う 即納の科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー
	C	入力あり	納期限延長の科目についてMPNによる納付を行う 即納の科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー